

平成 30 年第 2 回定例会(6 月)議決結果

第 2 回定例会が平成 30 年 6 月 11 日から 20 日までの 10 日間の会期で開催されました。条例、補正予算など 24 議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋港活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

平成 30 年 4 月 1 日より、芦屋港活性化推進委員会の庶務を芦屋港活性化推進室が所掌することとなったため、条例の一部を改正します。

●芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援のため、生産性向上特別措置法が施行されることに伴い、条例の一部を改正します。

●芦屋町高額療養費支払資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

福岡県が芦屋町とともに国民健康保険を行うことに伴い、条例の一部を改正します。

●地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、業務実績等の評価の実施者が評価委員会から町長に変更となりました。評価を行うにあたり、委員会の専門的意見を反映させるため、条例の一部を改正します。

●芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

国の定める「放課後児童健全育成事業設備及び運営に関する基準」の職員資格の一部改正に伴い、条例の一部を改正します。

●芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

支援員の雇用形態を臨時職員から任期付職員に変更することに伴い、条例の一部を改正します。

●芦屋町健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

芦屋町婦人会の解散に伴い、協議会の構成人数、選出区分につきまして、条例の一部を改正します。

●芦屋町交通安全推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

芦屋町婦人会等の解散に伴い、協議会の構成人数、選出区分につきまして、条例の一部を改正します。

●芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

後水団地建設後の管理運営が、所得制限外住宅から公営住宅法適用の町営住宅へ変更されることから、条例の一部を改正します。

【予 算】

●平成 30 年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)

(可決 賛成多数)

歳入、歳出それぞれ 1,600 万円の増額補正です。

歳入＝社会資本整備総合交付金 5,871 万 8 千円等を減額措置したほか、過疎対策事業債 1,800 万円や財政調整基金繰入金 1,372 万 2 千円等を増額処置しています。

歳出＝芦屋港活性化のための三つの専門分科会設置に伴う芦屋港活性化推進支援業務委託を措置しています。また、国民宿舎の工事による休業補償分として、国民宿舎特別会計繰出金 569 万 8 千円を計上しています。

●平成 30 年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入、歳出それぞれ 569 万 8 千円の増額補正です。

歳入＝歳出増に伴い、一般会計繰入金 569 万 8 千円を増額計上しています。

歳出＝国民宿舎の空調等改修工事に係る休業補償 569 万 8 千円を増額計上しています。

【契 約】

●丸の内団地外部改修工事(A棟)請負契約の締結

(可決 満場一致)

丸の内団地外部改修工事（A棟）について、約 5,830 万円で契約を締結します。

●丸の内団地外部改修工事(B棟)請負契約の締結

(可決 満場一致)

丸の内団地外部改修工事（B棟）について、約 4,720 万円で契約を締結します。

●総合体育館等施設改修工事(建築・輻射熱空調設備)請負契約の締結

(可決 賛成多数)

総合体育館等施設改修工事（建築・輻射熱空調設備）について、約 5 億 2,430 万円で契約を締結します。

●総合体育館等施設改修工事(電気設備その1)請負契約の締結

(可決 賛成多数)

総合体育館等施設改修工事（電気設備その1）について、約 5,290 万円で契約を締結します。

【人 事】

●人権擁護委員の候補者の推薦

(同意 満場一致)

任期満了に伴い、再度田中信代氏を推薦します。

氏 名 田中 信代

生年月日 昭和 30 年 6 月 22 日

住 所 芦屋町大字山鹿

【その他】

●福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更

(可決 満場一致)

平成 30 年 10 月 1 日からの那珂川町の市制施行に伴い、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減じ、当該規約を変更します。

●福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更

●福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更

(可決 満場一致)

平成 30 年 10 月 1 日に那珂川町が那珂川市となることに伴い、規約の一部を変更します。

●**専決処分事項の承認**

(承認 賛成多数)

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例の一部改正を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことを報告し、承認を求めるものです。

●**妹川議員の一般質問に関する参考人招致**

(可決 賛成多数)

●**一般質問における発言内容の調査特別委員会の設置**

(可決 賛成多数)

田島議員の一般質問における発言内容に事実と異なる部分があると思われることから、発言内容について真偽の調査を行うための特別委員会の設置について議長発議されました。

特別委員会の名称:一般質問における発言内容の調査特別委員会

委員 数:各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長 合計 7 名

調査 期 間:調査結果が出るまでの期間

【意見書】

●**NHK放送受信事業の見直しに関する意見書**

(一部修正可決 満場一致)

国や関係各署に対し、NHK放送受信事業の見直しについて、白紙撤回を求める意見書です。

※意見書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

●**芦屋港活性化の推進を求める意見書**

(一部修正可決 満場一致)

福岡県に対し、芦屋港活性化のため、物流機能の廃止及び福岡県による継続的な港湾施設の維持管理などの主体的な推進を求める意見書です。

※意見書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【報 告】

●**平成 29 年度芦屋町一般会計継続費逐次繰越計算書の報告**

アクアシアン流水プール防水改修工事及び小中学校空調設備改修事業について、繰越額が決定したことの報告です。

●平成 29 年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

柏原漁港泊地浚渫工事及び新後水団地建設事業について、繰越額が決定したことの報告です。

●平成 29 年度芦屋町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告

高浜団地空家解体事業について、繰越額が決定したことの報告です。

●専決処分事項の報告

大字山鹿 1666 番の 1 の土地の一部に土砂災害警戒看板並びに防犯街灯及びごみステーションを不法に設置し占有していたため、損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したことの報告です。

●専決処分事項の報告

大字山鹿 1666 番の 1 の土地の一部に防犯街灯、ごみステーションを不法に設置し占有していたため、損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したことの報告です。

【許 可】

●発言の取り消し

6 月 13 日(水)の一般質問における発言について、田島議員より 20 日付で発言取消申出書の提出があり、6 月 20 日(水)の本会議において、発言の取り消しが許可されました。